

熊本県地域森林計画関係図簿の管理取扱要領

(昭和63年 3月10日 林政第 443号)
(平成15年12月 1日 林政第2247号)
(平成18年 4月 6日 森整第 27号)
(平成19年 6月 1日 森整第 241号)
(平成24年 3月28日 森整第1083号)
(平成27年10月 1日 森整第 719号)
(平成27年10月 1日 森整第 719号)
最終改正
(令和 3年 5月11日 森整第 128号)

第1 趣 旨

地域森林計画の樹立に当たって、知事が作成した関係図簿の管理及び取扱については、森林法（以下「法」という。）、測量法、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）及び知事が行う公文書の開示等に関する規則によるほか、この要領によるものとする。

なお、第2に示す関係図簿は、地域森林計画業務の円滑な実施のために法第2条第2項の規定による森林所有者（以下「森林所有者」という。）や地域森林計画対象民有林が存する市町村（以下「関係市町村」という。）などの協力により作成されていることに留意し、それらの者との信頼関係が損なわれないよう運用するものとする。

第2 関係図簿

この要領において関係図簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 森林地形図（平成28年度に熊本県の作成した500mのメッシュが表記された縮尺5千分の1の地形図）
- (2) 森林基本図（全県の縮尺5千分の1の地形図）
- (3) 森林計画図（林小班が表示された森林基本図）
- (4) 森林マスター（地域森林計画における小班又はメッシュごとの全ての電子情報）
- (5) 地域森林計画書
- (6) 森林簿（森林マスターのうち、市町村、林班、小班、森林所有者住所・氏名、林種、樹種、林齢、蓄積等を抜粋し、帳票化したもの）
- (7) 電算帳票類（民有林資源調査書含む）
- (8) 簡易オルソ画像（地形図と一致するように幾何補正された空中写真）

第3 関係図簿の管理

- 1 関係図簿は、別表のとおり情報プラザ、森林整備課、各広域本部（地域振興局）林務課及び関係市町村においてそれぞれ保管するものとする。
- 2 関係図簿の管理は、森林整備課長、各広域本部（地域振興局）林務課長（以下「森林整備課長等」という。）並びに関係市町村長がそれぞれ当てるものとする。
- 3 森林整備課長等及び関係市町村長は、関係図簿をき損又は紛失しないよう責

任者を定め適切な管理に当たるものとする。

第4 関係図簿の開示等

関係図簿のうち、第2の(4)、(6)、(7)の個人情報(森林所有者住所・氏名)に係る部分については、保護条例第8条(利用及び提供の制限)に基づき、非開示とする。

ただし、次に該当し、森林整備課長等が特に適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 国、県及び関係市町村並びにこれらに準ずる団体がそれぞれの業務の基礎資料として利用する場合
- (2) 森林経営計画を作成する場合等の森林経営に限って利用する場合で、個人情報管理に関する内部規定を有し、誓約書(別記第8号様式)を提出した次のいずれかの場合
 - ① 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第3項の規定により認定された事業体
 - ② くまもとの森林を守り育てる林業経営体選定要領(平成31年3月29日施行)第7条第1項及び同条第2項に基づき選定、登録された林業事業体及び森林経営管理法第36条第2項に基づき熊本県が公表する林業事業体
 - ③ 市町村、前①及び②に該当する事業体、又は前①及び②に該当する団体が構成員に含まれる団体。また、当該団体の運営に係る規約等を有していること。
- (3) 森林所有者の委任又は承諾書をもって利用する場合

第5 関係図簿の閲覧

- 1 森林整備課長等は関係図簿のうち第2の(4)、(6)、(7)の閲覧を求める者に対して、地域森林計画関係図簿閲覧簿(別記第1号様式、以下「閲覧簿」という。)に所定の事項の記載を求めるものとする。
- 2 代理人により閲覧を行う場合は、委任状又は承諾書等の閲覧を希望する権利者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。
- 3 森林整備課長等は、閲覧簿に記載された事項を審査し、適当と認めたときは記載した使用目的外には使用しないことを条件に付して閲覧させるものとする。

第6 関係図簿の交付

- 1 関係図簿のうち次に掲げるものの交付を求める者に対しては、別記第2号様式により地域森林計画関係図簿交付申請書(以下「交付申請書」という。)の提出を求めるものとする。
 - (1) 第2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)の熊本県森林クラウドシステムより出力された図面及び帳票等
 - (2) 関係図簿の電子情報の一部を加工(森林計画図の小班へ一定の条件により着色したり、森林簿を一定の条件により集計するなど)した図面及び帳票等
 - (3) 第2の(1)、(2)、(8)の森林クラウドシステムへの投入前の原図(以下「原図」という。)等ただし、第2の(2)については、熊本県森林クラウドシステムを利用

する森林局各課、林業研究・研修センター、各広域本部・地域振興局林務課（森林保全課及び山地災害対策課を含む）、関係市町村林務担当部局林務主管課、林業事業体（以下「森林クラウドシステム利用者」という。）の業務資料及び発注する業務等において使用する場合に限る。

- 2 代理人により交付申請を行う場合は、委任状又は承諾書等の申請を希望する権利者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。
- 3 森林整備課長等は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは交付するものとする。
- 4 関係図簿の交付は、森林整備課長、各広域本部・地域振興局林務課長が行うものとする。ただし、各広域本部・地域振興局で交付できないものについては、森林整備課長に通知するものとする。
- 5 森林整備課長等は、関係図簿のうち第2の（1）、（2）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）の交付に当たっては、別記事項（別記第7号様式）を添え、交付するものとする。

第7 関係図簿の複製

- 1 関係図簿のうち第2の（1）、（2）、（8）の原図等の測量法第43条の規定に基づく複製を求める者に対しては、別記第3号様式により、地域森林計画図簿複製承認申請書（以下「複製承認申請書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、第2の（2）については、森林クラウドシステム利用者の業務資料及び発注する業務等において使用する場合に限る。
- 2 各広域本部（地域振興局）長は、複製承認申請書を受理し、審査のうえ必要と認められるときは、森林整備課長に副申しなければならない。
- 3 森林整備課長は、提出された複製承認申請書を審査し、適当と認めるときは、測量法第43条の規定（測量成果の複製）に基づき、別記第4号様式により承認し、原図等を交付するものとする。

第8 関係図簿の使用

- 1 関係図簿のうち第2の（1）、（2）、（8）の原図等の測量法第44条の規定に基づく使用を求める者に対しては、別記第5号様式により、地域森林計画図簿使用承認申請書（以下「使用承認申請書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、第2の（2）については、森林クラウドシステム利用者の業務資料及び発注する業務等において使用する場合に限る。
- 2 各広域本部（地域振興局）長は、使用承認申請書を受理し、審査のうえ必要と認められるときは、森林整備課長に副申しなければならない。
- 3 森林整備課長は、提出された使用承認申請書を審査し、適当と認めるときは、測量法第43条第3項の規定（測量成果の使用）に基づき承認番号を明示する等の条件を付して、別記第6号様式により承認し、原図等を交付するものとする。

第9 電子情報による交付

- 1 関係図簿のうち第2の（1）、（2）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）について、電子情報での交付を受けようとする者は、電子情報を納める媒体を申請時に添付するものとする。ただし、媒体の仕様については森林整備

課長等が指定するものとする。

別表

番号	森林整備課	情報プラザ	広域本部(地域振興局) 林務課	関係市町村
1	森林地形図(原図・電子)	—	森林地形図 (森林クラウドシステム出力)	森林地形図 (森林クラウドシステム出力)
2	森林基本図(原図・電子)	—	森林基本図 (森林クラウドシステム出力)	森林基本図 (森林クラウドシステム出力)
3	森林計画図(電子)	—	森林計画図 (森林クラウドシステム出力)	森林計画図 (森林クラウドシステム出力)
4	森林マスター(電子)	—	—	—
5	地域森林計画書	地域森林計画書	地域森林計画書	地域森林計画書
6	森林簿(電子)	—	森林簿 (森林クラウドシステム出力)	森林簿 (森林クラウドシステム出力)
7	電算帳票類(電子)	—	電算帳票類 (森林クラウドシステム出力)	電算帳票類 (森林クラウドシステム出力)
8	簡易オルソ画像(原図・電子)	—	簡易オルソ画像 (森林クラウドシステム出力)	簡易オルソ画像 (森林クラウドシステム出力)

地域森林計画関係図簿交付申請書

熊本県地域森林計画関係図簿の管理取扱要領第6の1の規定により、森林計画関係図簿を下記のとおり交付いただきますよう申請します。
 なお、交付を受けた図簿は使用目的以外に使用しないことを誓約します。

年 月 日

住 所
氏 名

熊本県知事 様
記

利 用 目 的 (具体的に記入)			
交 付 の 方 法	1. 複写 2. 出力 (紙・電子)		
交付を申請する図簿	1. 森林地形図 2. 森林基本図 3. 森林計画図 4. 森林マスター	5. 森林簿 6. 電子帳票類 7. 簡易オルソ画像	部 数
図面・帳票番号 (市町村、林小班、図面番号等)			
出 力 条 件			
所 有 形 態	森林所有者 {本人・他 () } 委任状 (有・無) 承諾書 (有・無)		
図 簿 届 け 先	住 所 氏 名 電話番号		
担 当 者			

※交付の方法及び交付を申請する図簿欄は、○で囲んでください。

----- 以下記入不要 -----

決 裁	伺い) 御決裁のうえは、別紙案 (別記第7号様式) により施行してよろしいか。			
	森林整備課 課 長	審 議 員	森林経営企画 班 長	主 査
				課 員

別記第2号様式（裏面）

・関係図簿の種類

1. 森林地形図

平成28年度に熊本県の作成した500mのメッシュが表記された縮尺5千分の1の地形図

※平成28年（2016年）最終更新

2. 森林基本図

森林計画図の背景等に利用される縮尺5千分の1の地形図

3. 森林計画図

森林の区画である、林班・小班が入った森林基本図

4. 森林マスター

地域森林計画における、小班又はメッシュ毎の全ての電子情報

5. 森林簿

森林マスターのうち、市町村、林班、小班、森林所有者住所・氏名、林種、樹種、林齢、蓄積等を抜粋し、帳票化したもの

6. 電算帳票類

森林マスターより出力された、各種条件による帳票

7. 簡易オルソ画像

地形図と一致するように幾何補正された、空中写真

・図面・帳票番号欄は、出力を希望する市町村名や図面番号等を記入する。

・出力条件欄は、関係図簿の電子情報の一部を加工（森林計画図の小班へ一定の条件により着色したり、森林簿を一定の条件により集計するなど）する場合に記入する。

森林地形図等複製承認申請書

熊本県地域森林計画関係図簿の管理取扱要領第7の1の規定により、森林計画関係図簿の複製承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、交付を受けた図簿は複製目的以外には使用しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

熊本県知事 様

複製の目的 (具体的に記入)	
関係図簿の種類	1. 森林地形図 2. 森林基本図 3. 簡易オルソ画像
複製の範囲	
複製部数	
複製期間	
複製機関(業者) (責任者名)	
作業機関(業者) (責任者名)	
担当者連絡先	

様

熊本県知事

測量成果複製承認について（通知）

年 月 日付けで申請のありました森林計画関係図簿の複製については、次の条件を付して承認します。

1 承認事項

複製の目的	
関係図簿の種類	
図面の番号	
複製期限	年 月 日
その他 (作業機関等)	

2 承認の条件

- 複製品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「この地図は、熊本県知事の承認を得て5,000分の1の森林〇〇図を複製したものである。（承認番号 森整第 号・ 年（ 年） 月 日）」
- 知事の許可を受けずに、再複製はできません。
- 原図（データ形式のものを除く。以下同じ）を利用する場合、借用書を別添様式により提出してください。
なお、原図貸出の期間は、10日間とします。
また、原図を汚損した場合には、申請者の責任において原図の再調整を行い返還してください。
- 熊本県知事は、この公共測量成果の使用について、必要に応じ資料または報告の提出を求めることがあります。

3 承認の取消

承認事項及び条件は必ず厳守してください。
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

4 その他

複製手数料は、無償とします。

森林地形図等使用承認申請書

熊本県地域森林計画関係図簿の管理取扱要領第8の1の規定により、森林計画関係図簿の使用承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、交付を受けた図簿は使用目的以外には使用しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

熊本県知事

様

使用の目的 (具体的に記入)	
関係図簿の種類	1. 森林地形図 2. 森林基本図 3. 簡易オルソ画像
複製の範囲	
使用方法	
使用期間	承認日から 年 月 日まで
完成図の縮尺及び 名 称	
使用機関(業者) (責任者名)	
作業機関(業者) (責任者名)	
担当者連絡先	

年 (森整第 号
年) 月 日

様

熊本県知事

測量成果使用承認について (通知)

年 月 日付けで申請のありました森林計画関係図簿の使用については、次の条件を付して承認します。

1 承認事項

使用目的	
関係図簿の種類	
図面の番号	
使用期間	年 月 日まで
その他 (測量作業機関等)	

2 承認の条件

- 複製品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「この地図は、熊本県知事の承認を得て5,000分の1の森林〇〇図を使用したものである。(承認番号 森整第 号・ 年(年) 月 日)」
- 原図(データ形式のものを除く。以下同じ)を利用する場合、借用書を別添様式により提出してください。
なお、原図貸出の期間は、10日間とします。
また、原図を汚損した場合には、申請者の責任において原図の再調整を行い返還してください。
- 熊本県知事は、この公共測量成果の使用について、必要に応じ資料または報告の提出を求めることがあります。

3 承認の取消

承認事項及び条件は必ず厳守してください。
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

4 その他

使用手数料は、無償とします。

別紙様式（第7、第8関係）

借 用 書

熊本県知事

様

住 所

氏 名

— 年 月 日

下 記 の 関 係 図 簿 を 借 用 し ま す 。

複製・使用承認	承認番号 森整第 号 承認日付 年（ 年） 月 日
関係図簿の種類	
図面の番号	
部 数	
使用期間	承認日から 年 月 日まで
そ の 他 (測量作業機関等)	

別記第7号様式

年 月 日

交付申請者 様

熊本県農林水産部森林整備課長
(熊本県〇〇広域本部(〇〇振興局)農林(水産)部林務課長)

地域森林計画関係図簿の交付について

先に申請のありました〇〇〇〇(関係図簿のうち第2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)の名称を転記)については、別添のとおり交付します。

なお、交付する図簿は、地域森林計画樹立に係る民有林の資源情報等を把握することを目的として、作成しています。

したがって、土地や立木竹について、所有権、所有界、面積等に係る諸権利や評価について証明するものではないことを申し添えます。

誓約書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請している関係図簿の使用に際しては、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 関係図簿は、申請目的のみに使用します。
- 2 管理責任者の責において、関係図簿の管理を厳正に行うとともに、関係図簿を取り扱う者に対して、個人情報の保護に必要な事項を周知させます。
- 3 個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合には、速やかに開示者に報告するとともに、事故の対応に当たってはすべて自己の責任において対処します。
- 4 関係図簿の情報と現地状況に相違がある場合は、開示者からの要請に応じて情報を提供します。

※個人情報管理の内部規定の写しを添付